

研究活動の不正行為防止に 関する取り組み

平成29年6月21日

公立大学法人福知山公立大学

(目次)

I 責任体制	・・・ 1
II 不正行為の種類	・・・ 2
III 研究倫理教育	・・・ 2
IV 不正行為に係る調査体制	・・・ 3
V 不正行為に関する通報・相談窓口	・・・ 5
関連規程等	・・・ 6
・ 福知山公立大学 研究不正防止運営体制	
・ 公立大学法人福知山公立大学研究倫理規程	
・ 公立大学法人福知山公立大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程	
・ 公立大学法人福知山公立大学における研究データの保存等に関する細則	

I 責任体制

最高管理責任者	学長
<p>(公立大学法人福知山公立大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程)</p> <p>第4条 本学に最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。</p> <p>2 最高管理責任者は、公正な研究活動の推進のために、不正行為等への対応の体制を整備し、不正行為の防止に努めなければならない。</p> <p>3 最高管理責任者は、公正な研究活動の推進並びに不正行為の防止及び対応についての最終責任を負う。</p>	
統括管理責任者	副学長
<p>(公立大学法人福知山公立大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程)</p> <p>第5条 本学に統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。</p> <p>2 統括管理責任者は、最高管理者を補佐し、公正な研究活動の推進並びに不正行為の防止に関して全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究倫理の向上並びに不正行為防止のための適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 統括管理責任者は、不正行為の告発の対応及び調査についての責任者として実施に当たる。</p>	
研究倫理教育責任者	学部長
<p>(公立大学法人福知山公立大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程)</p> <p>第6条 本学に研究倫理教育責任者を置き、学部長をもって充てる。</p> <p>2 不正行為の防止を図るため、研究者に対して、研究倫理教育を定期的実施し、受講状況及び理解度を管理監督するとともに、研究倫理教育の実施状況を統括管理責任者に報告する。</p>	

II 不正行為の種類

不正行為	ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。
特定不正行為	不正行為のうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいう。
ねつ造	存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
改ざん	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
盗用	他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適正な表示なく流用すること。

III 研究倫理教育

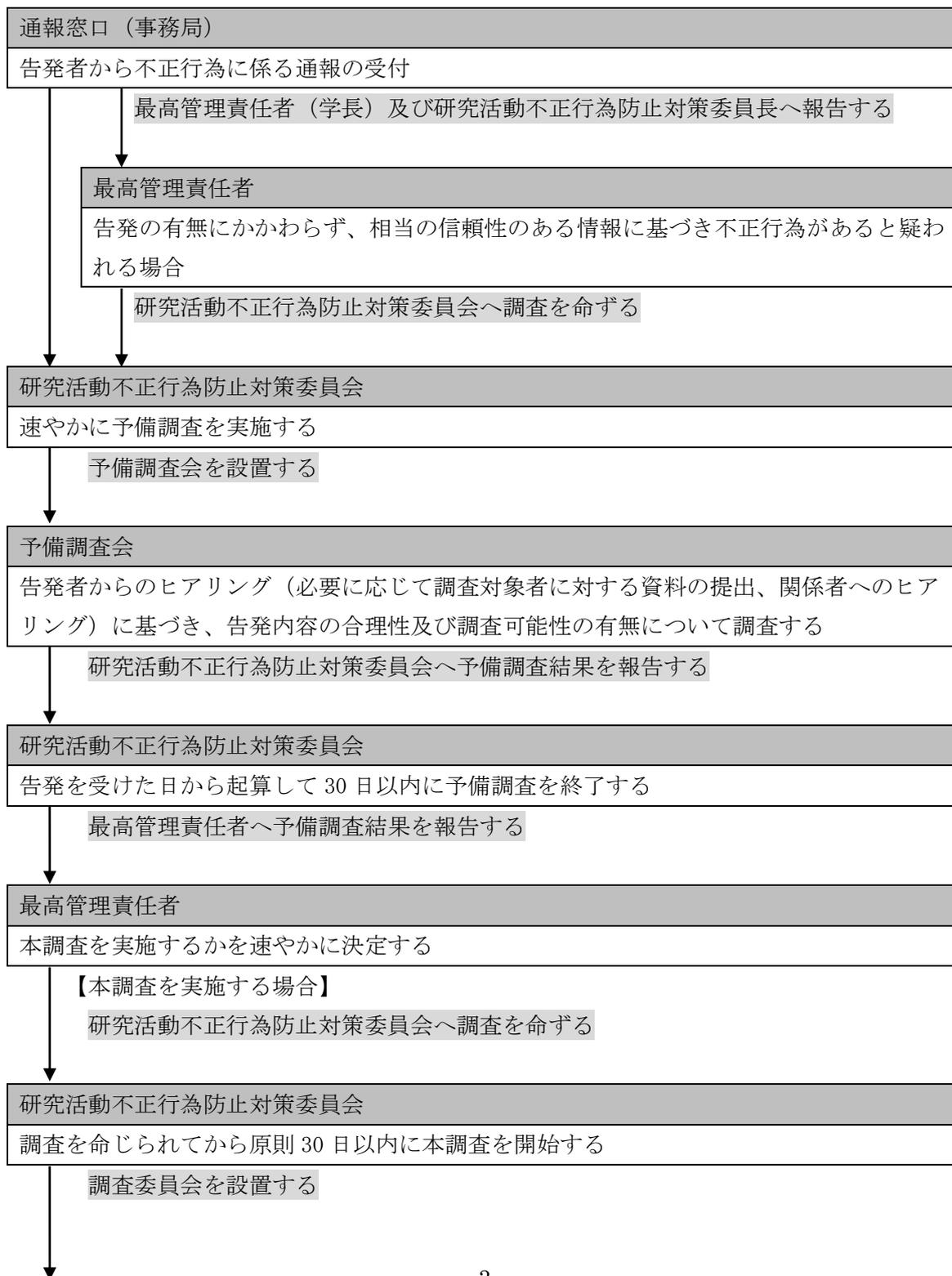
1. 研究倫理教育の実施

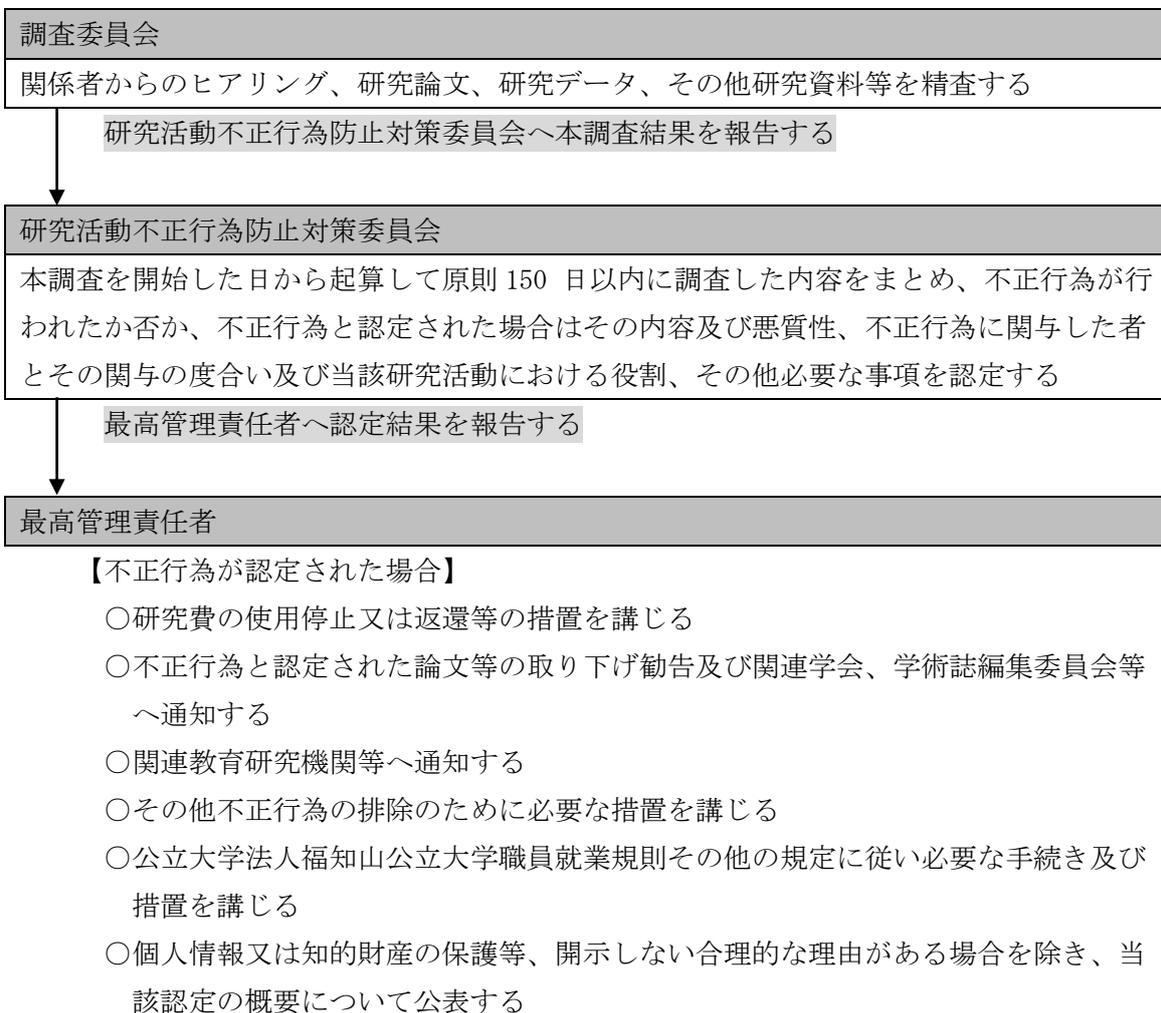
- ① 研究倫理教育責任者は、全ての研究者に対して、研究倫理教育を定期的を実施する。
- ② 研究倫理教育責任者は、全ての研究者に対して、研究倫理教育に関する e-learning の受講を義務付ける。
- ③ 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の受講状況を確認するとともに、受講者の理解度についての把握に努める。
- ④ 研究倫理教育を受講しない場合、原則として最高管理責任者は研究費の執行を停止する。また研究費削減等の罰則を検討する。

2. 誓約書の提出

- ① 全ての研究者に対して、誓約書の提出を義務付ける。
- ② 誓約書の提出がない場合、原則として最高管理責任者は研究費の執行を停止する。また研究費削減等の罰則を検討する。

IV 不正行為に係る調査体制





V 不正行為に関する通報・相談窓口

【通報・相談窓口】

受付内容 研究活動の不正行為に関する相談・通報

住 所 京都府福知山市字堀 3 3 7 0

電 話 0 7 7 3 - 2 4 - 7 1 0 0

F A X 0 7 7 3 - 2 4 - 7 1 7 0

E-mail ml-kenkyu-tsuho@fukuchiyama.ac.jp

担 当 研究不正に関する窓口担当

※通報は原則 E-mail で行ってください。

【通報に係る留意事項】

- ・ 通報は、不正行為の疑いがあると思料する場合は学内者、学外者を問わず行うことができる。
- ・ 通報は、原則顕名で行うものとする。ただし、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。
- ・ 通報された情報は、必要な調査を実施する為だけに使用し、それ以外の目的に使用・公開しない。また、告発者は通報をした理由をもって、不利益な扱いを受けることはない。
- ・ 通報された情報について、詳細な情報や調査への協力を求める場合がある。
- ・ 調査の結果、被告発者を陥れるため、又は研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者の所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をもって通報を行ったことが判明した場合は、告発者に対して氏名及び所属の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがある。